

公立大学法人静岡文化芸術大学物品等又は特定役務の調達手続に関する取扱細則第 14 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり随意契約の相手方等を公告する。

令和 3 年 5 月 7 日

公立大学法人静岡文化芸術大学 副理事長 横山 俊 夫

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
令和 3 年度 静岡文化芸術大学 情報システム運用・保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
公立大学法人静岡文化芸術大学 情報室
静岡県浜松市中区中央二丁目 1 番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和 3 年 4 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
西日本電信電話株式会社 静岡支店
静岡県静岡市葵区城東町 5 番 1 号
- 5 随意契約に係る契約金額
42,313,656 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
公立大学法人静岡文化芸術大学物品等又は特定役務の調達手続に関する取扱細則第 13 条第 2 号に該当